

第2章第3節 検査

通則

(通則の変更)

6 保険医療機関が、患者の人体から排出され、又は採取された検体について、当該保険医療機関以外の施設に臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第2条第2項に規定する検査を委託する場合における検査に要する費用については、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

(通則の削除)

7 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学又はその医学部若しくは歯学部の附属の教育研究施設としての附属病院その他の高度専門病院のうち別に厚生労働大臣が定める基準に該当するものである保険医療機関における検査に要する費用については、厚生労働大臣が別に算定方法を定めた場合にあっては、この表の規定にかかわらず、当該算定方法により算定するものとする。

第1節 検体検査料

第1款 検体検査実施料

(通則の変更)

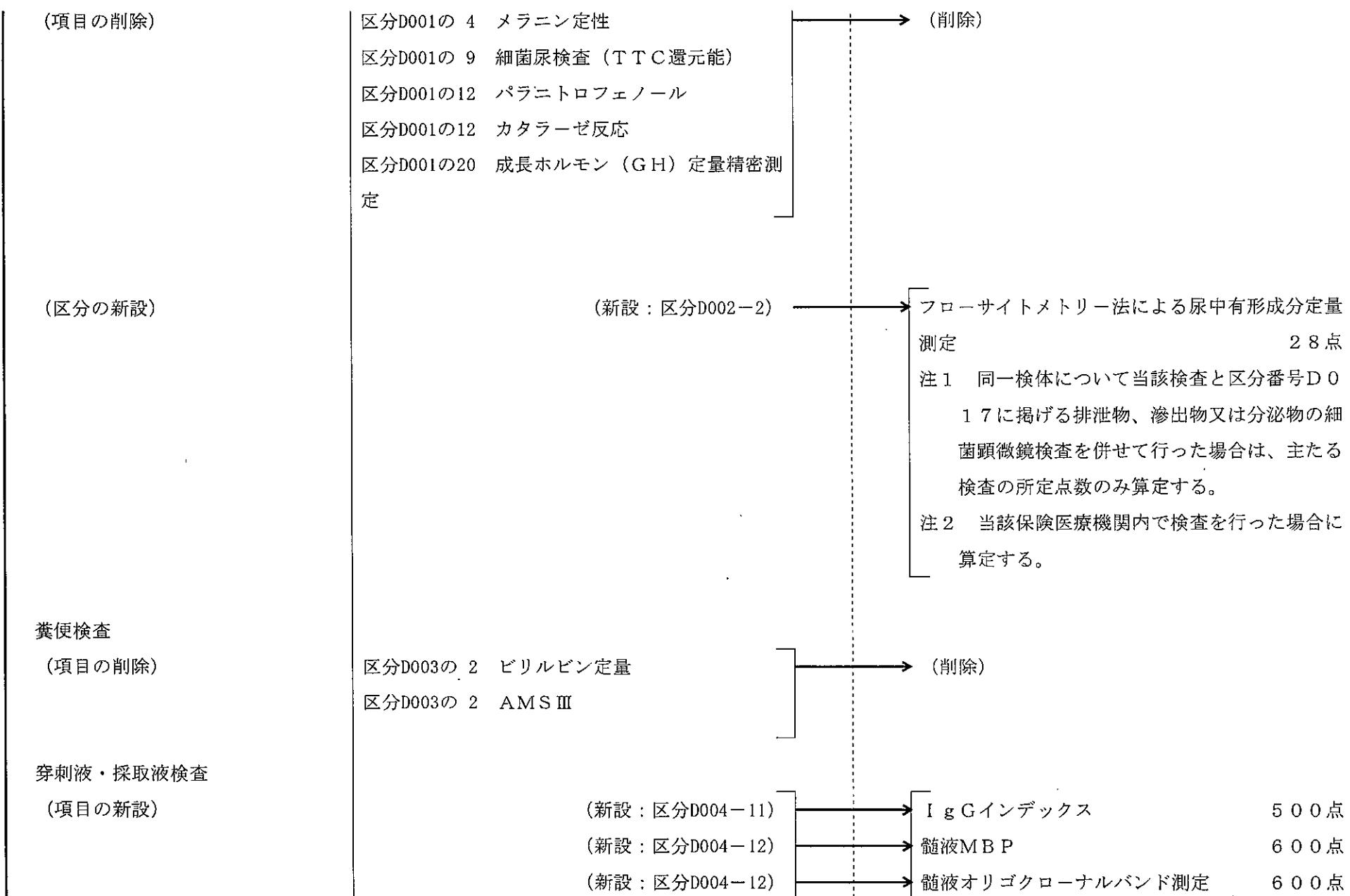
1 入院中の患者以外の患者について、緊急のために、保険医療機関が表示する診療時間以外の

6 保険医療機関が、患者の人体から排出され、又は採取された検体について、当該保険医療機関以外の施設に臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第2条に規定する検査を委託する場合における検査に要する費用については、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

(削除)

1 入院中の患者以外の患者について、緊急のために、保険医療機関が表示する診療時間以外の

	<p>時間、休日又は深夜において、当該保険医療機関内において検体検査を行った場合は、第1款の各区分の所定点数に1日につき110点を加算する。</p>		<p>時間、休日又は深夜において、当該保険医療機関内において検体検査を行った場合は、第1款の各区分の所定点数に1日につき110点を加算する。ただし、この場合において、同一日に3の加算は別に算定できない。</p>
(通則の変更)	<p>2 高度の医療を提供する病院であって別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして厚生労働大臣が指定する保険医療機関又は特定機能病院である保険医療機関においては、入院中の患者に係る検体検査実施料は、基本的検体検査実施料に掲げる所定点数及び当該所定点数に含まれない各項目の所定点数により算定する。</p>		<p>2 特定機能病院である保険医療機関においては、入院中の患者に係る検体検査実施料は、基本的検体検査実施料に掲げる所定点数及び当該所定点数に含まれない各項目の所定点数により算定する。</p>
(加算の新設)		(新設)	<p>3 入院中の患者以外の患者に対して実施したすべての検体検査の結果について、検査実施日のうちに説明した上で文書により情報を提供し、当該検査の結果に基づく診療が行われた場合に、5項目を限度として、第1節第1款の各区分に掲げる検体検査実施料（別に厚生労働大臣が定める検査を除く。）の各項目の所定点数にそれぞれ1点を加算する。</p>



(新設：区分D004-13) → 悪性腫瘍遺伝子検査

2, 000点

(血液学的検査)

血液形態・機能検査

(項目の削除)

区分D005の10 ヘモグロビンA₁ (HbA₁)

→ (削除)

区分D005の13 L E 現象検査

出血・凝固検査

(注の変更)

注 患者から1回に採取した血液を用いてP I V KA II、P I V K A II精密測定（出血・凝固）、フィブリノーゲン分解産物精密測定、D-Dダイマー精密測定、プロテインS精密測定、 α_2 -プラスミンインヒビター・プラスミン複合体、血小板第4因子（P F₄）精密測定、 β -トロンボグロブリン精密測定、トロンビン・アンチトロンビンIII複合体（T A T）精密測定、プロテインC、フィブリノモノマー複合体定量精密測定、プロトロンビンフラグメントF 1 + 2精密測定、t P A · P A I - 1複合体、凝固因子（II、V、VII、VIII、IX、X、XI、XII、XIII）及びフィブリノペプタイド精密測定を3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。

注 患者から1回に採取した血液を用いてP I V KA II、フィブリノーゲン分解産物精密測定、D-Dダイマー精密測定、プロテインS精密測定、 α_2 -プラスミンインヒビター・プラスミン複合体、第VII因子様抗原、血小板第4因子（P F₄）精密測定、 β -トロンボグロブリン精密測定、トロンビン・アンチトロンビンIII複合体（T A T）精密測定、プロテインC、フィブリノモノマー複合体定量精密測定、プロトロンビンフラグメントF 1 + 2精密測定、トロンボモジュリン精密測定、t P A · P A I - 1複合体、凝固因子（II、V、VII、VIII、IX、X、XI、XII、XIII）及びフィブリノペプタイド精密測定を3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。

(項目の削除)

区分D006の 6 部分トロンボプラスチン時間測定
区分D006の11 ユーグロブリン溶解時間測定
区分D006の11 ユーグロブリン分屑プラスミン値
測定 (Lewis法)
区分D006の11 プラスミン活性値検査の簡易法
(福武法、畔柳法)

(削除)

(区分の新設)

(新設 : 区分D006-3) → Major b c r - a b l mRNA核酸増幅
精密測定 1,200点
(新設 : 区分D006-4) → 進行性筋ジストロフィー遺伝子検査
2,000点
(新設 : 区分D006-6) → 免疫関連遺伝子再構成 2,400点

(生化学的検査(I))

血液化学検査

(注の変更)

注 患者から1回に採取した血液を用いて総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、尿素窒素（BUN）、クレアチニン、尿酸、アルカリファスファターゼ、コリンエステラーゼ（ChE）、 γ -グルタミールトランスペプチダーゼ（ γ -GTP）、中性脂肪、Na及びCl、K、Ca、Mg、膠質反応、クレアチニン、グルコース、乳酸脱水素酵素（LDH）、酸性フォスファターゼ、エステル型コレステロ

注 患者から1回に採取した血液を用いて総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、尿素窒素（BUN）、クレアチニン、尿酸、アルカリファスファターゼ、コリンエステラーゼ（ChE）、 γ -グルタミールトランスペプチダーゼ（ γ -GTP）、中性脂肪、Na及びCl、K、Ca、Mg、膠質反応、クレアチニン、グルコース、乳酸脱水素酵素（LDH）、酸性フォスファターゼ、エステル型コレステロ

ール、アミラーゼ、ロイシンアミノペプチダーゼ（LAP）、クレアチン・フォスフォキナーゼ（CPK）、アルドラーーゼ、遊離コレステロール、鉄、アルブミン・グロブリン比測定、試験紙法・アンプル法・固定化酵素電極による血中ケトン体・糖・クロール検査、リン脂質、 β -リポ蛋白、総脂質、遊離脂肪酸、HDL-コレステロール、LDL-コレステロール、前立腺酸性fosファターゼ、P及びHPO₄、総コレステロール、グルタミック・オキサロアセティック・トランスアミナーゼ（GOT）、グルタミック・ピルビック・トランスアミナーゼ（GPT）、総鉄結合能（TIBC）、不飽和鉄結合能（UIBC）、過酸化脂質、イオン化カルシウム及び赤血球コプロポルフィリン定性を5項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。

ール、アミラーゼ、ロイシンアミノペプチダーゼ（LAP）、クレアチン・フォスフォキナーゼ（CPK）、アルドラーーゼ、遊離コレステロール、鉄、試験紙法・アンプル法・固定化酵素電極による血中ケトン体・糖・クロール検査、リン脂質、 β -リポ蛋白、遊離脂肪酸、HDL-コレステロール、LDL-コレステロール、前立腺酸性fosファターゼ、P及びHPO₄、総コレステロール、グルタミック・オキサロアセティック・トランスアミナーゼ（GOT）、グルタミック・ピルビック・トランスアミナーゼ（GPT）、総鉄結合能（TIB）、不飽和鉄結合能（UIBC）及びイオン化カルシウムを5項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。

(項目の新設)

(新設：区分D007の27)	シスタチンC精密測定	130点
(新設：区分D007の27)	ペントシジン	130点
(新設：区分D007の43)	プロカルシトニン（PCT）	320点

(項目の削除)

区分D007の1 アルブミン・グロブリン比測定 → (削除)

区分D007の 3 総脂質
区分D007の 6 過酸化脂質
区分D007の 9 シアル酸
区分D007の10 フルクトサミン
区分D007の20 尿中硫酸抱合型胆汁酸

(生化学的検査(II))

内分泌学的検査

(項目の新設)

(新設：区分D008の21)

抗 I A - 2 抗体精密測定

230点

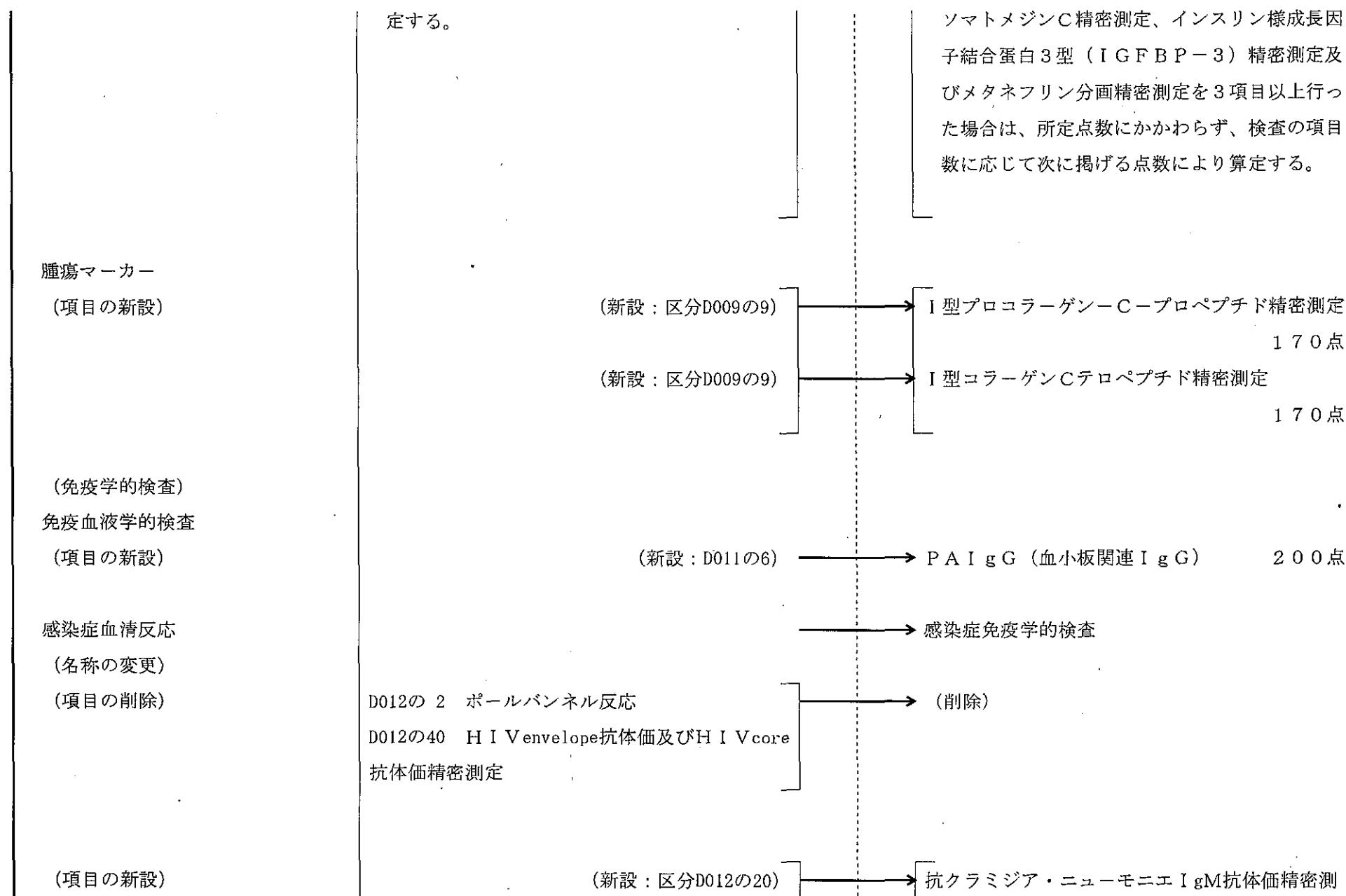
(注の変更)

注 患者から1回に採取した血液を用いてヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド（B N P）精密測定、黄体形成ホルモン（L H）精密測定、卵胞刺激ホルモン（F S H）精密測定、C-ペプタイド（C P R）精密測定、黄体形成ホルモン（L H）、遊離サイロキシン（F T₄）精密測定、抗グルタミン酸デカルボキシラーゼ（G A D）抗体価精密測定、遊離トリヨードサイロニン（F T₃）精密測定、コルチゾール精密測定、アルドステロン精密測定、サイロキシン結合蛋白（T B G）精密測定、17-ケトジエニックステロイド（17-K G S）精密測定、テストステロン精密測定、ヒト総毛性ゴナドトロビン定量（H C G 定量）精密測定、サイログロブリン精密測定、ヒト胎盤性ラクトー^{ゲン}（H P

注 患者から1回に採取した血液を用いてヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド（B N P）精密測定、卵胞刺激ホルモン（F S H）精密測定、C-ペプタイド（C P R）精密測定、黄体形成ホルモン（L H）、遊離サイロキシン（F T₄）精密測定、抗グルタミン酸デカルボキシラーゼ（G A D）抗体価精密測定、遊離トリヨードサイロニン（F T₃）精密測定、コルチゾール精密測定、アルドステロン精密測定、サイロキシン結合蛋白（T B G）精密測定、17-ケトジエニックステロイド（17-K G S）精密測定、テストステロン精密測定、ヒト総毛性ゴナドトロビン定量（H C G 定量）精密測定、I型コラーゲン架橋N-テロペプチド（N T x）精密測定、サイログロブリン精密測定、ヒト胎盤

L) 精密測定、ヒト胎盤性ラクトゲン (HPL) 、低単位ヒト総毛性ゴナドトロピン (HCG) 定量、ヒト総毛性ゴナドトロピン β (HCG β) 分画精密測定、グルカゴン精密測定、カルシトニン精密測定、プロジェステロン精密測定、遊離テストステロン精密測定、エストロジエン、17-ケトジェニックステロイド分画 (17-KGS 分画) 精密測定、サイクリックAMP (c-AMP) 精密測定、エストリオール (E₃) 精密測定、エストロジエン精密測定、プレグナンジオール、カテコールアミン精密測定、副甲状腺ホルモン (PTH) 精密測定、エストラジオール (E₂) 精密測定、カテコールアミン分画精密測定、DHEA-S 精密測定、副腎皮質刺激ホルモン (ACTH) 精密測定、17-ケトステロイド分画 (17-KS 分画) 精密測定、プレグナンジオール精密測定、プレグナントリオール精密測定、エリスロポエチン精密測定、17 α -ヒドロキシプロジェステロン精密測定、ノルメタネフリン精密測定、メタネフリン精密測定、ソマトメジンC 精密測定、インスリン様成長因子結合蛋白 3型 (IGFBP-3) 精密測定及びメタネフリン分画精密測定を 3 項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算

性ラクトゲン (HPL) 、低単位ヒト総毛性ゴナドトロピン (HCG) 定量、ヒト総毛性ゴナドトロピン β (HCG β) 分画精密測定、グルカゴン精密測定、カルシトニン精密測定、オステオカルシン精密測定、骨型アルカリフォスファターゼ (BAP) 精密測定、尿中 β クロラブス精密測定、プロジェステロン精密測定、遊離テストステロン精密測定、エストロジエン、17-ケトジェニックステロイド分画 (17-KGS 分画) 精密測定、サイクリックAMP (c-AMP) 精密測定、エストリオール (E₃) 精密測定、尿中デオキシピリジノリン精密測定、副甲状腺ホルモン関連蛋白 C 端フラグメント (c-PTHrP) 精密測定、副甲状腺ホルモン関連蛋白 (PTHrP) 精密測定、プレグナンジオール、カテコールアミン精密測定、副甲状腺ホルモン (PTH) 精密測定、エストラジオール (E₂) 精密測定、カテコールアミン分画精密測定、DHEA-S 精密測定、副腎皮質刺激ホルモン (ACTH) 精密測定、17-ケトステロイド分画 (17-KS 分画) 精密測定、プレグナントリオール精密測定、エリスロポエチン精密測定、17 α -ヒドロキシプロジェステロン精密測定、抗 I A-2 抗体精密測定、ノルメタネフリン精密測定、メタネフリン精密測定、



160点
200点

(新設：区分D012の23)

定
尿中肺炎球菌莢膜抗原

肝炎ウイルス関連検査

(注の変更)

注 患者から1回に採取した血液を用いてHBs抗原精密測定、HBs抗体価精密測定、HBe抗原精密測定、HBe抗体価精密測定、HCV抗体価精密測定、HCV構造蛋白及び非構造蛋白抗体価、HCVコア蛋白質測定、HBc抗体価、HBc抗体価精密測定、IgM-HA抗体価精密測定、HA抗体価精密測定、IgM-HBc抗体価精密測定、HCV構造蛋白及び非構造蛋白抗体価精密測定、HCV特異抗体価精密測定、HCV特異抗体価測定による群別判定、DNAポリメラーゼ、デルタ肝炎ウイルス抗体価精密測定、HBV核酸同定精密測定及びHBV核酸定量測定を3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。

注 患者から1回に採取した血液を用いてHBs抗原精密測定、HBs抗体価精密測定、HBe抗原精密測定、HBe抗体価精密測定、HCV抗体価精密測定、HCV構造蛋白及び非構造蛋白抗体価、HCVコア蛋白質測定、HBc抗体価、HBc抗体価精密測定、IgM-HA抗体価精密測定、HA抗体価精密測定、IgM-HBc抗体価精密測定、HCVコア抗体価精密測定、HCV構造蛋白及び非構造蛋白抗体価精密測定、HCV特異抗体価精密測定、HCV特異抗体価測定による群別判定及びデルタ肝炎ウイルス抗体価精密測定を3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。

自己抗体検査

(注の変更)

注 抗SS-A/Ro抗体、抗RNP抗体、抗Sm抗体、抗SS-B/La抗体、抗Scl-70抗体、抗Jo-1抗体、抗RNP抗体精密測定、

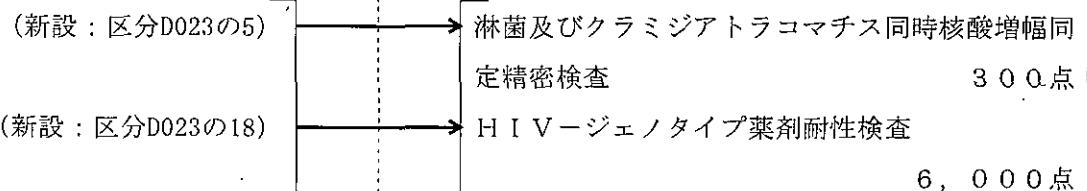
注 抗SS-A/Ro抗体、抗RNP抗体、抗Sm抗体、抗SS-B/La抗体、抗Scl-70抗体、抗Jo-1抗体、抗SS-A/Ro抗体精密

	抗SS-A/Ro抗体精密測定、抗SS-B/La抗体精密測定、抗Sc1-70抗体精密測定及び抗Sm抗体精密測定を2項目又は3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、それぞれ370点又は490点とする。		測定、抗SS-B/La抗体精密測定及び抗Sc1-70抗体精密測定を2項目又は3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、それぞれ320点又は490点とする。	
血漿蛋白免疫学的検査 (注の変更)	9 アポリポ蛋白、 β_2 -マイクログロブリン(β_2-m)、非特異的IgE、特異的IgE、プレアルブミン 注 特異的IgE検査は、特異抗原の種類ごとに所定点数を算定する。ただし、患者から1回に採取した血液を用いて検査を行った場合は、1,560点を限度として算定する。 (項目の新設)	120点	9 非特異的IgE、特異的IgE、プレアルブミン 注 特異的IgE検査は、特異抗原の種類ごとに所定点数を算定する。ただし、患者から1回に採取した血液を用いて検査を行った場合は、1,430点を限度として算定する。 (新設：区分D015の23) → 結核菌特異蛋白刺激性遊離インターフェロン- γ 測定 410点	110点
細胞機能検査 (項目の削除)	D016の7 ロゼット法によるリンパ球サブセット検査(種目数にかかわらず一連につき)		→ (削除)	
(区分の新設)	(新設：区分D019-2)		酵母様真菌薬剤感受性検査 110点	

(微生物学的検査)

微生物核酸同定・定量検査

(項目の新設)



(区分の新設)

(新設：区分D023-2) → その他の微生物学的検査

(基本的検体検査実施料)

基本的検体検査実施料（1日につき）

(注の変更)

注1 高度の医療を提供する病院であって別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして厚生労働大臣が指定する保険医療機関又は特定機能病院である保険医療機関において、入院中の患者に対して行った検体検査について算定する。

(注の変更)

注2 次に掲げる検体検査の費用は所定点数に含まれるものとする。
イ～ヌ (略)
ル 感染症血清反応
梅毒脂質抗原使用検査（定性）、抗スト

注1 特定機能病院である保険医療機関において、入院中の患者に対して行った検体検査について算定する。

注2 次に掲げる検体検査の費用は所定点数に含まれるものとする。
イ～ヌ (略)
ル 感染症免疫学的検査
梅毒脂質抗原使用検査（定性）、抗スト

	<p>レプトリジンO価（A S O価）、ポールバ ンセル反応、トキソプラズマ抗体価測 定、梅毒脂質抗原使用検査（定量）、T P H A 試験（定量）、T P H A 試験（定性） 及びH I V - 1 抗体価</p> <p>ヲ～ヨ （略）</p>	<p>レプトリジンO価（A S O価）、トキソプラ ズマ抗体価測定、梅毒脂質抗原使用検査 (定量)、T P H A 試験（定量）、T P H A 試験（定性）及びH I V - 1 抗体価</p> <p>ヲ～ヨ （略）</p>
第2款 検体検査判断料		
検体検査判断料 (注の変更)	<p>注 1 検体検査判断料は該当する検体検査の種類 又は回数にかかわらずそれぞれ月1回に限り 算定できるものとする。ただし、区分番号D 0 2 7 に掲げる基本的検体検査判断料(I)又は 区分番号D 0 2 8 に掲げる基本的検体検査判 断料(II)を算定する患者については、尿・糞便等検査判断 料、血液学的検査判断料、生化学的検査(I)判 断料、免疫学的検査判断料及び微生物学的検 査判断料は別に算定しない。</p>	<p>注 1 検体検査判断料は該当する検体検査の種類 又は回数にかかわらずそれぞれ月1回に限り 算定できるものとする。ただし、区分番号D 0 2 7 に掲げる基本的検体検査判断料を算定 する患者については、尿・糞便等検査判断 料、血液学的検査判断料、生化学的検査(I)判 断料、免疫学的検査判断料及び微生物学的検 査判断料は別に算定しない。</p>
基本的検体検査判断料(I) (名称の変更)		→ 基本的検体検査判断料
基本的検体検査判断料(II) (区分の削除)	<p>5 2 5 点</p> <p>注 1 高度の医療を提供する病院であって別に厚</p>	→ (削除)